

(案)

(追加資料)

府 消 委 第 号  
平 成 年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

消費者委員会  
委員長 河上 正二

答 申 書

平成29年1月30日付け消取引第24号をもって当委員会に諮問のあった下記事項については、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）の趣旨に鑑み妥当であり、その旨答申する。

記

特定商取引に関する法律第26条第3項第2号に規定する適用除外の対象として政令で定められている役務の提供に関し、別紙のとおり特定商取引に関する法律施行令（昭和51年政令第295号）第6条の3第2号及び附則の改正を行うことについて

以上

## 対象となる業務

### (現行)

一般ガス事業者が行う一般ガス事業及び簡易ガス事業者の行う簡易ガス事業  
(ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第1項又は第3項)

### (改正後)

一般ガス導管事業者が行う最終保障供給  
(電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号。以下「改正法」という。)による改正後のガス事業法第2条第5項(同項に規定する最終保障供給に係るものに限る。))

以下、改正後の特定商取引に関する法律施行令附則にて規定。

旧一般ガスみなしガス小売事業者による指定旧供給区域等小売供給及び旧簡易ガスみなしガス小売事業者による指定旧供給地点小売供給  
(改正法附則第22条第1項及び第28条第1項)

以上